

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 保険料（税）は納期限内に納めましょう

保険料（税）を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料（税）の減免が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

2 マイナンバーカードの取得促進について

令和3年3月（予定）から、マイナンバーカードを被保険者証として利用できる「オンライン資格確認」の仕組みが、準備の整った医療機関等から順次始まります。

マイナンバーカードの取得は任意ですが、まだお持ちでない方はこの機会に取得をご検討ください。

現在の被保険者証がなくなるものではありません。引続きお使いいただけます。

交付申請手続きについては、マイナンバー総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

または、マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 でご確認ください。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

夜間の納付窓口・納税相談のご案内

下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。

仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方はどうぞご利用ください。

○納付・相談窓口

東通村役場 税務住民課

※正面玄関からお入りください

○日時

・3月17日（水）～18日（木） 17:00～19:00

○問合せ先 東通村税務住民課 税政グループ TEL：27-2111（代表）

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。